

## 第9回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年4月28日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嵯 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 渡 部 直 人

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

## 5 議 事

- |         |         |  |
|---------|---------|--|
| 日程第 1   |         | 総会成立報告                                     |
| 日程第 2   |         | 開会   |
| 日程第 3   |         | 議事録署名委員の指名                                 |
| 日程第 4   |         | 会期の決定                                      |
| 日程第 5   |         | 会務報告                                       |
| 日程第 6   | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について              |
| 日程第 7   | 報告第 2 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 8   | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について                               |
| 日程第 9   | 議案第 2 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について         |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                     |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について            |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について                          |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 号 | 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて      |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について                       |
| 日程第 1 5 |         | 次回総会日程（予定）について                             |

事務局 長

第9回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

例年より少し早い草木の芽吹きを期を迎え、何かと農作業や肥培管理にお忙しい中、本総会に出席くださりましてありがとうございます。

コロナ感染症の猛威が中々収まらない状況ではありますが、感染対策をしっかりとやりながら、審議・協議をしていきたいと思っておりますので、ご協力お願いしたいと思います。4ヶ月ぶりの全員参加の総会ではありますが、この間、人事異動で局長が変わりました。中田局長から渡部さんに交代となりましたが、前中田局長には5年間農業委員会業務等に色々お世話になりながら、送別会等もできない状況で心残りではありましたが、皆様方の気持ちを代弁して伝えておきました。更に新局長の渡部さんにつきましては、紹介でもありましたように農業分野については初めてのことです。皆様方の協力を得ながら勉強していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

本日は報告2件、議案7件を提案させていただいております。慎重審議をお願いして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番嵯峨委員、2番押切委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得2件でございますが、  
整理番号1の届出人は、釧路市〇〇〇〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇氏で、  
故 〇 〇〇氏名義の農地について、〇〇〇〇年〇月〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、茶内旭〇丁目〇〇〇番ほか〇〇筆、  
面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページ、  
3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

次に、整理番号2の届出人は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、  
故 〇 〇〇氏名義の農地について、〇〇〇〇年〇〇月〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、茶内基線〇〇〇番〇ほか〇〇筆、  
面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては議案書4ページ及び  
議案関係資料1ページに記載しておりますのでご確認いただきたいと思っております。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第1号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1、2を採決いたします。お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第2号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出2件の調整報告であります、

整理番号1は、円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は円朱別西〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇月〇日に農地部会により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇, 〇〇〇万〇, 〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏の了承を得ることが出来ました。その後の農地利用協議の結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を取得することで調整が整いました。

土地の詳細につきましては、議案書6ページ、7ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号2は、熊牛基線〇〇〇番地、〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は熊牛基線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇月〇日に農地部会により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇, 〇〇〇万〇, 〇〇〇円と

なりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏の下承を得ることが出来ました。その後の農地利用協議の結果、〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を取得することで調整が整いました。

土地の詳細につきましては、議案書8ページ、9ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思ひます。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第2号の質疑を行います。本案については、整理番号1と2で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願ひます。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

(〇〇委員入室)

日程第8 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、4件の現況証明願でございますが、  
浜農委3-1号の願い出人は、円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、  
願い出地は円朱別西〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、  
登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、谷口委員、嵯峨委員、篠原委員、山下委員、妹尾委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委3-2号の願い出人は、円朱別西〇線〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇  
〇〇〇、願い出地は円朱別西〇線〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内〇、〇  
〇〇㎡で、〇〇〇〇〇〇〇の建設を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、篠原委員、妹尾委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委3-3号の願い出人は、釧路市〇〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇〇㎡で、  
登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、篠原委員、阿部委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委3-4号の願い出人は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、  
願い出地は厚陽〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内〇、〇〇〇㎡で、〇  
〇〇〇の建設を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、山下委員、押切委員、阿部委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長島主事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

調査委員の方々、何かありませんか。

調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。  
まず、浜農委3-1号について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委3-2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委3-3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委3-4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、浜農委3-1号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委3-1号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委3-2号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委3-2号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委3-3号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)



議長

異議なしと認めます。

よって、浜農委3-3号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委3-4号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、浜農委3-4号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、3件の届出でございますが、

整理番号1は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内東〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までで、令和〇年〇〇月〇日より法定更新を行っておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内基線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号3は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏と息子の〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は熊牛東〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号1と2で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号3の審議を行いたいと思います。

整理番号3について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号1と2の質疑を行います。〇番〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号1と2について、質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1と2を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第10 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定2件、賃貸借による権利の設定4件、合計6件の許可申請でございますが、

整理番号1は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を経営主である息子の〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の再設定、

次に整理番号2は、茶内基線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号3は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号4は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号5は、標津郡中標津町東〇条南〇丁目〇ー〇、〇〇〇〇氏、所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号6は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。  
まず、整理番号1について、10番嵯峨委員、お願いします。

妹 尾 委 員

〇〇氏も一生懸命牧場経営を頑張っておりますので、何ら問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。  
次に、整理番号2について、1番嵯峨委員お願いします。

嵯 峨 委 員

〇〇さんはこれまで長男の〇〇さんが経営を行っていましたが、ご承知のとおり不慮の事故によりお亡くなりになって、この度、次男の〇〇さんが経営を引き継ぐことになりました。〇〇さんは現在、両親もまだ現役で営農されており、労力的にも問題ないし、今後父親の〇〇さんのもと、後継者として指導を受けていくものと思われまますので、許可することには問題ないと考えます。

議 長

ありがとうございました。  
次に、整理番号3について、9番新井委員お願いします。

新 井 委 員

〇〇さんは就農以来、意欲的に営農を行っておりますので、農地を貸借することに関して、何ら問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。  
次に、整理番号4について、5番百々委員お願いします。

百 々 委 員

〇〇さんにおかれましては、労働力も十分確保されておりますので、草地の管理等も十分に行われると思われまますので、許可することに問題はないと考えます。

議 長

ありがとうございました。  
次に、整理番号5について、6番山下委員お願いします。

山 下 委 員

〇〇さんは4月1日をもちまして、前任の〇〇さんから建物及び家畜を引き継いで営農を続けておりますので、賃貸借することに何ら問題はないと思います。

議 長

ありがとうございました。

次に、整理番号6について、4番篠原委員お願いします。

篠原委員 ○○○○の○○として、4月から本格的に○○○である○○さんという方が入られてやっておりますので、許可することに問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。

それでは、これから議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号6で○番○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1～5の審議を行いたいと思います。まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1～5を順に採決いたします。お諮りします。整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に整理番号6の質疑を行います。○番〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号6について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第11 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1点目の「法人形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、

2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であるか、

3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、

4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は4件の報告でございますが、整理番号1は、霧多布西〇条〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、整理番号4は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「法人形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われまますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1～4を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)



議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、所有権移転7件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の所有権を移転する者は、茶内東〇線〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は茶内東〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内東〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に所有権の移転、

次に整理番号2の所有権を移転する者は、茶内東〇線〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は茶内東〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転、

次に整理番号3の所有権を移転する者は、円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は円朱別西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所有権の移転、

次に整理番号4の所有権を移転する者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は茶内基線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転、

次に整理番号5の所有権を移転する者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に所有権の移転、

次に整理番号6の所有権を移転する者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に所有権の移転、

次に整理番号7の所有権を移転する者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は茶内基線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内基線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に所有権の移転をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、整理番号3～7で○番○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1と2の審議を行いたいと思います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1と2を採決いたします。お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に整理番号3～7の質疑を行います。○番○○委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○委員退席)

それでは、これから、整理番号3～7について質疑を行います。  
まず、整理番号3について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号3～7を順に採決いたします。お諮りします。 整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第13 議案第6号 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として位置付けられました。

また、同法第7条第1項において、「農地等の利用の最適化の推進」の公正な実施と各現場での委員活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととされ、「農地利用最適化交付金」を受けるためには、策定は必須とされました。

この指針は、3年後の当該地域の農地利用の将来ビジョンの検証・見直しを行うもので、具体的には担い手への農地集積面積・遊休農地の解消面積・新規参入者の確保に係る数値目標とその目標の達成に向けた具体的な推進の方法を定めるものでございます。

本農業委員会においては、平成29年12月22日開催の総会において、ご審議いただき、指針を策定しておりましたが、目標年度である令和2年度を迎えたことから、この度、目標年度の再設定を含めた指針の見直しを行うものであります。

なお、指針の見直し後は、公表が義務付けされていることから、町ホームページへの掲載を予定しております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第7号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和3年4月7日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、農業用施設の建設に伴う用途区分の変更及び土地の現況証明願の非農地判断による農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました「経済事情の変動その他の推移」による計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第15 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、5月27日、木曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、5月27日、木曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、5月27日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第9回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

1番 嵯峨弘巳

浜中町農業委員会

2番 押切秀志

## 農地法第3条調査書

調査日：令和3年4月21日

第9回浜中町農業委員会総会  
議案第3号 整理番号1 (使用貸借)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	妹尾委員				
	判断理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	



## 農地法第3条調査書

調査日：令和3年4月21日

第9回浜中町農業委員会総会  
議案第3号 整理番号2 (使用貸借)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	嵯峨委員				
	判断理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：令和3年4月21日

第9回浜中町農業委員会総会  
議案第3号 整理番号3 (賃貸借)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	新井委員				
	判断理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：令和3年4月21日

第9回浜中町農業委員会総会  
議案第3号 整理番号4 (賃貸借)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇 〇	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	百々委員				
	判断理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：令和3年4月21日

第9回浜中町農業委員会総会  
議案第3号 整理番号5 (賃貸借)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	山下委員				
	判断理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：令和3年4月21日

第9回浜中町農業委員会総会  
議案第3号 整理番号6 (賃貸借)

貸主	○○ ○	借主	○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	篠原委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではないので該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第9回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をす る者	○ ○ ○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			する
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第9回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号2 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転を する者	○ ○ ○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第9回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号3 (所有権移転)

移転を受ける者	○○○○○○○○○○	移転をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する		
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		—		
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—		
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		—		
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—		
第3項第4号 (関係権利者の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する		
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—		



## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第9回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号4 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第9回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号5 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第9回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号6 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第9回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号7 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	